

# ＜＜ 倶知安町耐久性向上住宅改修補助金交付について ＞＞

## 【 目的 】

住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、町民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するとともに、地域経済の活性化を図るため、住宅改修工事等に要する費用の一部を補助することを目的としています。

## 【 補助の対象 】

＜ 補助の対象者は、以下の要件すべてに該当する方です。 ＞

- (1) 本町に住民登録をしていること。
- (2) 改修工事を行う住宅の所有者であって、当該住宅に現に居住しているか又は改修工事後に直ちに居住することが確実であること。
- (3) 補助対象者及び同一世帯に属する者全員が町税を滞納していないこと。
- (4) 改修工事の施工業者は、本町を営業の拠点として事務所等を有し建設業を営む者で、かつ、自ら改修工事を当該事業所等において施工する業者とする。

## 【 補助対象となる工事 】

＜ 耐久性向上改修の基準は、単に老朽化した設備の修復あるいは更新による現状回復ではなく、住宅の長寿命化に繋がりがつ耐久性の機能から現状からの向上に資する改修工事とし、対象工事となる部位別事例および工事内容を次のとおりとする。 ＞

部位	工事例	改修内容
躯体	・躯体の耐久性を向上させる工事	・木造の構造部材を不朽性の低い材や断面の大きい材への取替等
	・躯体の中性化を防止する工事	・中性化防止剤の塗布
屋根及び屋上	・屋根の耐久性を向上させる工事	・耐久性の高い材による屋根の張替、防水性の高い塗装材の塗布 ※屋根の構造・形状を変更する場合、倶知安町建築指導要綱第6条に定める落雪距離を遵守すること。
	・屋上等の防水性を向上させる工事	・耐久性の高い防水工法による改修、防水性の高い塗装材の塗布
外壁	・外壁の防水性を向上させる工事	・乾式工法等による外壁の改修、防水性の高い塗装材の塗布
	・外壁の耐久性を向上させる工事	・乾式工法等による外壁の改修、耐久性の高い塗装材の塗布や塗膜
	・外壁の安全性を向上させる工事	・剥落、脱落等のない工法による改修
給水管・配水管 污水管・雨水管 ガス管・消化管	・管の耐食性を向上させる工事	・耐食性、耐久性の高い管への取替、耐食性、耐久性の高い材による塗膜
	・管の耐久性を向上させる工事	
シーリング	・シーリング材の耐久性を向上させる工事	・耐久性の高いシーリング材による打換え
浴室	・浴室の防水性を向上させる工事	・防水性の高い材による改修、ユニットバスへの改修
床下地材	・床下地材の耐久性を向上させる工事	・床仕上げ材を含め、耐久性の高い材による改修

## 【 補助金の額 】

対象となる改修工事費用の2/10に相当する額で、50万円を限度（1,000円未満の端数切捨て）とします。

ただし、以下の補助金の支給対象の改修費部分については、要綱の対象としません。

- (1) 介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費の支給対象工事
- (2) 障害者自立支援法に基づく住宅改修費の支給対象工事
- (3) 町、国、道その他公共団体からの工事資金の補助金、交付金、補償費等の対象工事

※補助金の交付は、同一の住宅に対して原則1回です。